

(その1)

【注意】記載した内容を訂正する場合は、会計責任者の押印が必要

# 收支報告書

(令和〇年分)

【注意】収支報告書の提出日時点での届出状況により記載

(ふりがな)

(こうゆうかい)

- 1 政治団体の名称 甲友会
- 2 主たる事務所の所在地 千葉市中央区市場町1-1
- 3 代表者の氏名 千葉 一郎
- 4 会計責任者の氏名 乙野 次郎

問合せ先

(担当者)

甲野 友子

(電話)

090-\*\*\*\*-\*\*\*

【注意】

記載内容について説明が  
可能な方の氏名・電話番号を記載

※該当箇所に「✓」を付すこと。

## 政治団体の区分

- |  |   |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 政党の支部                         | <input type="checkbox"/> 政 党                            |
| <input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体<br>(後援会等) | <input type="checkbox"/> 政治資金団体                         |
| <input type="checkbox"/> その他の政治団体の<br>支部               | <input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2<br>第1項の規定による政治団体 |

## 活動区域の区分

- 2以上の都道府県の区域等

- 同一の都道府県の区域内

【注意】国会議員関係団体のみ記入すること。

## 国会議員関係政治団体の区分

- |  |
|--|
| <input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項<br>第1号に係る国会議員関係政治団体              |
| <input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項<br>第2号に係る国会議員関係政治団体              |
| <input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項<br>第3号に係る国会議員関係政治団体              |
| <input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の16の3第1項の規定により<br>国会議員関係政治団体とみなされる政治団体 |

公職の候補者の氏名

公職の種類

(現職・候補者等)

## 資金管理団体の指定の有無

- 無

- 有

※以下は指定「有」の場合のみ記入

公職の種類 県議会議員〇〇市選挙区

(候補者等)

資金管理団体の届出をした者の氏名

千葉 一郎

「無」に✓の場合は記入不要

## (※1) 資金管理団体の指定の期間

令 和 年 月 日 から

令 和 年 月 日 まで

## (※2) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令 和 年 月 日 から

令 和 年 月 日 まで

※1 報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取り消し  
をした場合のみ記入すること。

※2 報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した  
場合又は該当しなくなった場合のみ記入すること。

定	内	郵	資	国	全	領	N
解	後	窓	N	N	県	N	過

定内郵資国全領N  
解後窓N N 県N 過

F1 F2 F3 F4 F5 F6

# 取 支 の 状 況

(その2)

注意：収支がない団体にあっても、本表と表（その17）及び表（その20）は提出しなければならない。

**全団体必要**

## 1 収支の総括表

	十億 百万 千 円
(1) 収 入 総 額 (① + ②) . . . . .	33,549,000
① (前年からの繰越額) . . . . .	1,121,000
② (本年の収入額 = A + B + C + D + E + F + G) . . . . .	32,428,000
(2) 支 出 総 額 (表(その13-1)の合計額) . . . . .	26,850,000
(3) 翌 年 へ の 繰 越 額 ((1)-(2)) . . . . .	6,699,000

## 2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	「①(前年からの繰越額)」は、前年分の収支報告書の 「翌年への繰越額」を記載。※新設団体は0円となる。	表の欄はすべて記入すること。↑
金額 A . . . . .		十億 百万 千 円 300,000
員 数 . . . . .	「(2)支出総額」は、その13の合計額と一致	150

## (2) 寄 附

ア 寄 附 (イ を 除 く。) の 区 分	金 額	備 考
(ア) 個 人 か ら の 寄 附	十億 百万 千 円 6,350,000	内訳を表(その7-1)へ記載すること。
[ う ち 特 定 寄 附 ]	2,400,000	
(イ) 法 人 そ の 他 の 団 体 か ら の 寄 附	6,500,000	内訳を表(その7-2)へ記載すること。
(ウ) 政 治 团 体 か ら の 寄 附	3,800,000	内訳を表(その7-3)へ記載すること。
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	16,650,000	(ア)～(ウ)の小計を記載すること。
[寄附のうち寄附のあっせんによるもの]	450,000	内訳を表(その8)へ記載すること。
イ 政 党 匿 名 寄 附	0	内訳を表(その9)へ記載すること。
合 計 B (ア + イ)	16,650,000	

※「特定寄附」とは、候補者等が、政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附したものという。

※「政党匿名寄附」とは、政党が街頭や講演会等で受けた一件千円以下の寄附をいう。

**全団体必要**

### (その3-1)

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入（政治資金パーティーを除く）

注意(1) 政治資金パーティーを除く事業収入を記載するもので、例えば、機関紙誌の発行事業であれば「○○紙発行事業」、役員会や各種懇親会の会費収入であれば「○○会会費」、その他の事業にあっては「その他催物事業」と記載すること。

(2) 政治資金パーティーについては、本表には記載せず、表(その3-2)へ記載すること。

(その3-2)

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入（政治資金パーティー）					
政治資金パーティーの名称	金額			開催年月日	開催場所 (所在地及び施設名)
甲パーティー	十億	百万	千	円 12,000,000	R○.4.1 ○○ホテル 千葉市中央区市場町○-○
乙パーティー				1,500,000	R○.10.1 △△ホテル 千葉市中央区市場町○-○
<b>【注意】</b>					
・本様式には、 <u>政治資金パーティーによる収入についてのみ記載すること。</u>					
・一のパーティーごとに対価の支払いが20万円を超える購入者がいる場合には、 様式(その11-1)～(その11-3)「政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳」に その内容を記載すること。					
・対価の収入が1,000万円以上の場合、又は1,000万円以上になると見込まれる場合は、 特定パーティーに該当するため、(その10)「特定パーティーの対価に係る収入の内訳」も記載すること。					
・本様式に記載した収入に対応する支出は、「その13-1」の2政治活動費のうち、 (3)機関紙誌の発行その他の事業費のウ政治資金パーティー開催事業費に計上すること。					
この頁の小計				13,500,000	
合計	D			13,500,000	

注意(1)収入金額が1,000万円以上の政治資金パーティー（特定パーティー）については、本表のほか表(その10)も提出すること。

(2)20万円超の購入者がいる場合には、表(その11-1)～(その11-3)にその内容を記載すること。

また、あっせんによって20万円超の収入（売上）を集めた者がいる場合には、表(その12-1)～(その12-3)にあっせんの内容を記載すること。

(3)他の政治団体と共同で開催した場合には、その旨及び当該他の政治団体の名称を「備考」欄に記載すること。

(その4)

(4) 借入金					
借入先	金額			借入年月日	備考
X銀行(A支店)	十億	百万	千	円 800,000	R○.6.10
乙野三朗				400,000	R○.9.1
【注意】					
・借入先ごとに記載すること。					
・残額が100万円を超える場合は、様式(その17)「1 資産等の状況」に☑をし、 (その18)「2 資産等の項目別内訳」に内訳を記載すること。					
この頁の小計				1,200,000	
合計	E			1,200,000	

注意(1)年内に借入れたものを記載すること。なお、年内に借入し、返済した場合であっても記入すること。

なお、返済金は、支出において表(その13-1)の「(6)その他の経費」に計上されるものであること。

また、借入先ごとの残高(従前からのものを含む)が100万円を超える借入金については、表(その17)に「有」と記入されるものであること。

(2)借入先は、金融機関にあっては支店名(○○銀行○○支店)まで記載し、個人からのものはその氏名を記載すること。

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入						
交付金を供与した本部又は支部の名称	金額			年月日	主たる事務所の所在地	備考
甲友会〇〇市支部	十億	百万	千	円 100,000	R〇.6.10	〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
【注意】						
・この様式には、本部又は支部から受けた交付金・寄附金を記載すること。						
・本部又は他の支部からの交付金に係る収入は寄附には該当しないため、 「政治団体からの寄附」に含めず、交付金として全てこの表に記載すること。						
この 頁 の 小 計				100,000		
合 計	F			100,000		

(その6)

(6) その他の収入					
摘要	金額			収入年月日	備考
T銀行C支店預金利子	十億	百万	千	円 114,000	R○.6.10
金銭以外のものによる寄附相当分				100,000	R○.9.10 選挙運動事務所の無償提供
<b>【注意】</b>					
・1件10万円以上の預金利子や貸付金返戻金等について記載すること。					
・同一銀行の同一種類の預金であれば、証券番号が異なっていても1件とすること。					
・ <u>無償提供したもの</u> がある場合には、経理上の処理のため、支出の記載(その14、15)の記載とともに支出額と同額を計上すること。					
<b>【注意】</b>					
<u>10万円未満のその他の収入については、合算してこの欄に記載すること。</u>					
この頁の小計				214,000	
1件10万円未満のもの				158,000	
合計	G			372,000	

注意. 預金利子や貸付返戻金などについて記載するもので、「摘要」欄にはその区分を記載すること。

ただし、1件10万円未満の収入については、「1件10万円未満のもの」欄に合算して記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)				寄附者の区分	個人		
寄附者の氏名	金額			年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千円				
→ 千葉二郎 小計	1,500,000				東京都千代田区○○町2-2	B会社役員	
(内訳)	700,000			R○.2.1			
	800,000			R○.10.1			
→ 千葉一郎	2,000,000			R○.6.1	千葉市○○区○○町○○番地	県議会議員	
【注意】資金管理団体に指定されている場合、公職の候補者等が自己資金を自身の資金管理団体に対して寄附する場合は、年間150万円までという規制(個別制限)はなく、年間1,000万円(総枠制限)の範囲内において寄附することができる。 また、公職の候補者等が政党から受けた政治活動に関する寄附を自身の資金管理団体に対する特定寄附の場合は、氏名の前に「特」と記載し、自己資金による寄附と区別すること。							
特 千葉一郎 小計	2,400,000				千葉市○○区○○町○○番地	県議会議員	
(内訳)	700,000			R○.2.2			
	1,700,000			R○.10.1			
C山花子	100,000			R○.1.10	千葉市○○区○○町○○番地	無職	コピー機の無償提供
この頁の小計	6,000,000						
その他の寄附	350,000						
合 計	6,350,000						

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に 特○と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

この欄は、上記の明細が複数枚にわたる場合は、最後のページにのみ記載する。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)			寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考	
A株式会社 小計	十億 百万 千 円 500,000		千葉市○○区○○町○○番地	A野五郎		
(内訳)	100,000	RO. 2.10				
<b>【注意】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人その他の団体からの寄附は「政党(支部を含む)」以外受けることはできない</li> </ul>						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業や労働組合等からの寄附には、資本金・出資金・組合員の数等に応じて、年間750万円～1億円以内の制限がある。</li> </ul>						
B株式会社 小計	450,000		千葉市○○区○○町○○番地	B野六郎	上場・外資50%超	
(内訳)	150,000	RO. 6.30				
	300,000	RO. 12.30	<b>【注意】</b> 外資特例の寄附の場合、備考欄に記載すること。			
<b>【注意】</b> この欄は、上記の明細が複数枚にわたる場合は、最後のページにのみ記載すること。						
この頁の小計	950,000					
その他の寄附	5,550,000		→ ※ 下記注意(2)参照。			
合計	6,500,000		→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

## (その7-3) 政治団体

(7) 寄附の内訳 (政治団体)				寄附者の区分	政治団体		
団体の名称	金額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
全国A政治連盟 小計	十億	百万	千円		千葉市○○区○○町○○番地	A沢太郎	
(内訳)		2,500,000		R○.1.20			
		1,000,000		R○.9.20			
		1,500,000					
B後援会		700,000		R○.10.20	千葉市○○区○○町○○番地	B沢次郎	国会議員関係 政治団体
C政治経済調査会		250,000		R○.11.15	千葉市○○区○○町○○番地	C沢三郎	
D後援会		100,000		R○.11.20	千葉市○○区○○町○○番地	D田三郎	
【注意】政治団体(政党及び政治資金団体を除く)は、同一の政治団体から年間5千万円を超えて寄附を受けることはできない。				【注意】寄附者が国会議員関係政治団体である場合、備考欄にその旨を記載すること。 (寄附を受ける者が、国会議員関係政治団体でない場合に限る。)			
この頁の小計		3,550,000					
その他の寄附		250,000			→ ※ 下記注意(2)参照。		
合計		3,800,000			→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		

注意(1)本部または支部から受けた交付金は、表(その5)へ記載し、本表には計上しないこと。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して、「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(その 8 )

該当区分に☑をすること

注意(1)「寄附のうち、あっせんに係るものの内訳」とは、表(その7-1)～(その7-3)の寄附の内訳のうちあっせんされた寄附の再掲である。

(2) 同一のあっせん者によって集められた寄附が5万円超の場合に、あっせん者ごとに記載すること。

(3)個人・団体の区分にしたがい、それぞれ別表に作成すること。

(その9)

## (9) 政党匿名寄附の内訳

(その10)

(10) 機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち特定パーティーの対価に係る収入の内訳

特定パーティーの名称	対価に係る収入の金額				対価の支払をした者の数	開催年月日	開 催 場 所	備 考
	十億	百万	千	円	人			
甲パーティー				12,000,000	150	平成20年5月1日	○○ホテル 千葉市中央区市場町○-○	
<b>【注意】</b>								
・(その3-2)に記載した政治資金パーティーのうち、その対価に係る収入(パーティー券の売り上げ等)が <u>1千万円以上</u> のものについて、パーティーごとにその概要を記載すること。								
・前年開催又は翌年開催であっても、開催規模が <u>1千万円以上</u> 又は <u>1千万円以上</u> と見込まれる政治資金 パーティーは、当該年の収入が <u>1千万円以下</u> であっても記載すること。 (同一のパーティーについて開催年以外の収入がある場合には、その金額、対価の支払者の人数を 備考欄に記載すること。)								
この 頁 の 小 計				12,000,000				
合 計				12,000,000				

注意(1)この用紙には、収入金額が1,000万円以上の政治資金パーティー（特定パーティー）について記載するものであること。

(2)報告書に記載すべき年の前年において收受されたものがある場合には、これらのパーティーに係る「備考」欄に、前年以前において收受されたものに  
係る収入の金額及び対価の支払いをした者の数を記載すること。

(3)他の政治団体と共同で開催した場合には、その旨及び当該他の政治団体の名称を「備考」欄に記載すること。

## (その11-1) 個人

(11) 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳		政治資金パーティーの名称		甲パーティー		
		対価の支払をした者の区分		個人		
対価の支払をした者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考	
	十億 百万 千 円					
<p><b>【注意】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(その3-2)に記載した政治資金パーティーのうち、同一のパーティーにおいて、対価の支払いが、<u>20万円を超える購入者(個人)</u>についてその内訳を記載すること。</li> <li>・同一の者は、ひとつの政治資金パーティーに対して、<u>150万円を超えて対価の支払いをすることはできない</u>。</li> </ul>						
この 頁 の 小 計						
合 計						

注意(1)対価の支払いが20万円超の個人購入者がいる場合に、パーティーごとに別葉にして記載すること。

(2)対価に係る収入のうち、報告書に記載すべき収入があつた年の前年以前において收受されたものがある場合においては、前年以前において收受されたものに係る支払われた対価の金額及び年月日について「備考」欄に併せて記載すること。

## (その11-2) 法人その他の団体

(11) 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳				政治資金パーティーの名称 対価の支払をした者の区分	甲パーティー 法人その他の団体		
対価の支払をした団体の名称	金額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
C株式会社	十億	百万	千	円 1,200,000	R○.2.1 ○○市○○町○番○号	C野一夫	
D株式会社				1,100,000 R○.3.1 ○○市○○町○番○号		D山二郎	
					【注意】 同一の政治資金パーティーにつき、同一の者から150万円を超えて、 当該政治資金パーティーの対価の支払いを受けることはできない。		
					【注意】 (その3-2)に記載した政治資金パーティーのうち、パーティーごとに對価の支払いが 20万円を超える購入者(法人その他の団体)についてその概要を記載すること。		
この頁の小計				2,300,000			
合計				2,300,000			

注意(1)対価の支払いが20万円超の法人その他の団体(政治団体は別掲)購入者がいる場合に、パーティーごとに別葉にして記載すること。

(2)対価に係る収入のうち、報告書に記載すべき収入があつた年の前年以前において收受されたものがある場合においては、前年以前において收受されたものに係る支払われた対価の金額及び年月日について「備考」欄に併せて記載すること。

## (その11-3) 政 治 団 体

(11) 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳		政治資金パーティーの名称		甲パーティー		
		対価の支払をした者の区分		政 治 团 体		
対価の支払をした団体の名称	金額		年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
	十億	百万	千	円		
<b>【注意】</b>						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・(その3-2)に記載した政治資金パーティーのうち、パーティーごとに対価の支払いが <u>20万円を超える購入者(政治団体)</u>についてその概要を記載すること。</li>   <li>・<u>一の政治資金パーティーにつき、同一の者から150万円を超えて、当該政治資金パーティーの対価の支払いを受けることはできない。</u></li> </ul>						
この 頁 の 小 計						
合 計						

注意(1)対価の支払いが20万円超の政治団体がいる場合に、パーティーごとに別葉にして記載すること。

(2)対価に係る収入のうち、報告書に記載すべき収入があつた年の前年以前において收受されたものがある場合においては、前年以前において收受されたものに係る支払われた対価の金額及び年月日について「備考」欄に併せて記載すること。

(その12-1) 個人

注意 あっせんによって20万円超の収入(売上)を集めた者がいる場合に、パーティーごとに別葉にして記載すること。

(その12-2) 法人その他の団体

注意 あっせんによって20万円超の収入(売上)を集めた法人その他の団体(政治団体は別掲)がある場合に、パーティごとに別葉にして記載すること。

(その12-3) 政治団体

注意 あっせんによって20万円超の収入(売上)を集めた政治団体がある場合に、パーティごとに別葉にして記載すること。

(その13-1)

### 3. 支出項目別金額の内訳

#### (1) 支出の総括表

項目	金額	備考
	十億 百万 千 円	十億 百万 千 円
<b>1 経 常 経 費</b>		
(1) 人 件 費	4,416,000	
(2) 光 熱 水 費	396,000	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	480,000	
(4) 事 務 所 費	1,550,000	
<b>小 計 ((1)~(4))</b>	<b>6,842,000</b>	<b>【注意】 資金管理団体及び国会議員関係政治団体は、 (その14-1)~(その14-3)「経常経費の内訳」 を添付すること(人件費は除く)。</b>
<b>2 政 治 活 動 費</b>		
(1) 組 織 活 動 費	3,587,000	
(2) 選 挙 関 係 費	3,000,000	
(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費 ※	10,602,000	
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費	280,000	
イ 宣 傳 事 業 費	4,380,000	
ウ 政 治 資 金 パ ー テ イ 一 開 催 事 業 費	5,532,000	
エ そ の 他 の 事 業 費	410,000	
(4) 調 査 研 究 費	253,000	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	2,000,000	1,000,000 ←
(6) そ の 他 の 経 費	566,000	
<b>小 計 ((1)~(6))</b>	<b>20,008,000</b>	<b>うち本部・支部間の交付金合計</b>
<b>合 計</b>	<b>26,850,000</b>	<b>←1の小計と2の小計の合計を記載すること。</b>

注意 支出が存在する場合は、下表に従い必要書類を添付すること(詳細は表(その14)、(その15)の注意書きを参照)

団体区分	個別に記載する金額	経常経費内訳書(その14)	政治活動費内訳書(その15)	【注意】
国会議員関係政治団体	1件1万円を超える支出	必要	必要	本部又は支部に対して供与した交付金に係る 支出がある場合は、(その16)を添付すること。
上記以外の政治団体 (政党・資金管理団体・後援会等)	1件5万円以上の支出	不要 ※資金管理団体は必要		

(その13-2)

## 【支出に関する各様式の記載に関する注意事項】

- ・その年にあった支出について下表でその分類に基づき(その13-1)に計上した上で、計上した項目に応じて必要となる様式(その14～15)を作成すること。
- ・本部や支部に対して行った支出がある場合は、「備考欄」にその金額を再掲した上で、別途(その16)を作成すること。

項目		内 容	項目別区分(小分類)例
1 経常経費	(1)人件費	政治団体の職員(機関紙誌の発行その他の事業に従事する者を除く。)に支払われる給料、報酬、扶養手当・通勤手当・住居手当その他各種手当の類及び健康保険料・労働保険料その他の各種保険料の類	—
	(2)光熱水費	電気、ガス、水道の使用料及びこれらの計器使用料等	*項目別にさらに区分する必要はないが、支出が多い場合、任意に区分を設け、それぞれ別葉としても構わない (例) 光熱水費(電気代) 事務所費(家賃) 事務所費(通信費)
	(3)備品・消耗品費	机、椅子、ロッカー、複写機、事務所用立札・看板、自動車(事務所用に限る。)等の備品の類及び事務用用紙、封筒、鉛筆、インク、事務服、新聞、雑誌、事務所用自動車のガソリン等の消耗品の類	
	(4)事務所費	事務所の借料損料(地代、家賃)、公租公課、火災保険料等の各種保険料、電話使用料、切手購入費、修繕料その他これらに類する経費で、事務所の維持に通常必要とされるもの	
2 政治活動費	(1)組織活動費	当該政治団体の組織活動に要する経費(選挙に関するものを除く)	大会費、行事費、組織対策費、渉外費、交際費
	(2)選挙関係費	選挙に関して支出される経費で、例えば、公認推薦料、陣中見舞、選挙用資金その他選挙に関して行われる政治活動に要する経費	公認推薦料、陣中見舞、選挙対策費
	(3)機関紙誌の発行その他の事業費		
2 政治活動費	ア 機関紙誌の発行事業費	機関紙誌の発行事業に従事する者に支払われる給与、材料費、印刷費、荷造発送費、原稿料その他機関紙誌の発行に要する経費	給与、材料費、印刷費、荷造発送費、原稿料
	イ 宣伝事業費	機関紙誌の発行以外の政策の普及宣伝に要する経費(選挙に関するものを除く)	遊説費、新聞・ラジオ・テレビの広告料、ポスター・ビラ・パンフレットの作成費、宣伝用自動車の購入・維持費(ガソリン・車検等)
	ウ 政治資金パーティー開催事業費	政治資金パーティーの開催に要する経費	会場借上費、記念品代、講演諸経費
	エ その他の事業費	上記ア、イ及びウ以外の諸事業に要する経費	新年会開催費、講演会開催費、バザー開催費
	(4)調査研究費	政治活動のために行う調査研究に要する経費	研修会費、資料費、書籍購入費、翻訳代
	(5)寄附・交付金	政治活動に関する寄附、賛助金、当該政治団体の本部又は支部に供与した交付金、負担金の類 ※選挙に関して支出される寄附は(2)の選挙関係費に計上	寄附金、賛助金、支部交付金、負担金
	(6)その他の経費	借入金返済、貸付金等上記(1)～(5)に分類できない政治活動に要する経費や、労務の無償提供のような「金銭以外のものによる寄附相当分」	借入金返済、貸付金

(その14-1)

資金管理団体・国會議員関係政治団体用

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	光熱水費	
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
電気設備拡張代	十億	百万	千円 98,000	R○.1.15 株○○電力	○○市○○町○番地	
ガス管敷設代			87,000	R○.3.10 ○○ガス株	○○市○○町○番地	
水道管老朽化のための修繕代			56,000	R○.4.1 株○○水道	○○市○○町○番地	
<b>【注意】</b> 様式(その14-1)～(その14-3)は、資金管理団体と国会議員関係政治団体のみ提出が必要(それ以外の団体は提出不要)。						
この頁の小計			241,000			
その他の支出			155,000			
合計			396,000			

注意 (1)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」として、それぞれ別表として作成すること。

(2)①国会議員關係政治団体・1件当たりの額金が1万円超の支出について記載し、コピー機により複数写しの領収書の写しを添付すること。なお、国会議員關係政治団体はすべての領収書を保管すること。

②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複数枚の領収書の写しを添付すること。

②(イ)ハヤシの資金管理団体・「1千円たりの金額が、5万円以上で支出」について記載し、この機により後手に領収書の写しを提出する。  
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその会計額を「その他の支出」欄に記載する。(領収書の写しも不要)

(3) 領収書を徴し難かつたものについては、領収書等を徴し難かつた支出の明細書等を提出する。

(3) 廉賣書を「既に難かつたもの」については、「既に廉賣書等を既に難かつた文山の明細書」とは捉出することとする。

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(その14-2)

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳				項目別区分	備品・消耗品費	
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
ガソリン代(3~6月分)	十億 百万 千 円 150,000		R0.7.10	○○石油販売(株)	千葉市○○区○○町○○番地	
自動車修理代	250,000		R0.9.25	○○自動車(株)	千葉市○○区○○町○○番地	
<b>【注意】</b> 様式(その14-1)～(その14-3)は、資金管理団体と国会議員関係政治団体のみ提出が必要(それ以外の団体は提出不要)。						
この頁の小計	400,000					
その他支出	80,000					
合計	480,000					

【注意】

1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体:1万円以下、  
資金管理団体(国会議員関係政治団体を除く):5万円未満の支出は、  
一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。  
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1)項目別区分は、「光热水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。

(2)①国会議員関係政治団体: 1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

②①以外の資金管理団体: 1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。

(3)領収書を徵し難かったものについては、「領収書等を徵し難かった支出の明細書」を提出すること。

(4)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

## 資金管理団体・国會議員関係政治団体用

(その14-3)

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳			項目別区分	事務所費	
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
事務所の賃料損料	十億 百万 千 円 1,200,000		○○不動産(株)	千葉市○○区○○町○○番地	
内訳 2月分	100,000	R.O.1.25			
3月分	100,000	R.O.2.25			
4月分	100,000	R.O.3.25			
5月分	100,000	R.O.4.25			
6月分	100,000	R.O.5.25			
7月分	100,000	R.O.6.25			
8月分	100,000	R.O.7.25			
9月分	100,000	R.O.8.25			
10月分	100,000	R.O.9.25			
11月分	100,000	R.O.10.25			
12月分	100,000	R.O.11.25			
1月分	100,000	R.O.12.27			
この頁の小計	1,200,000				
その他の支出	350,000				
合計	1,550,000				

## 【注意】

様式(その14-1)～(その14-3)は、  
資金管理団体と国會議員関係政治団体のみ  
提出が必要(それ以外の団体は提出不要)。

## 【注意】

1件当たりの金額が、国會議員関係政治団体:1万円以下、  
資金管理団体(国會議員関係政治団体を除く):5万円未満の支出は、  
一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。  
なお、国會議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1)項目別区分は、「光热水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。

(2)①国會議員関係政治団体: 1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国會議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

②①以外の資金管理団体: 1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。

(3)領収書を徵し難かったものについては、「領収書等を徵し難かった支出の明細書」を提出すること。

(4)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。  
② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）  
(2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とし、最後のページにのみ「合計」を記載すること。  
(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。  
(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。  
(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず□をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に□)									項目別区分 小分類	(その13-2) 注意事項のうち、項目 別区分(小分類)例を参考に記入
		□ 1組織活動費	□ 2選挙関係費	□ 3機関紙誌の発行事業費	□ 4宣伝事業費	□ 5政治資金パーティー開催事業費	□ 6その他の事業費	□ 7調査研究費	□ 8寄附・交付金	□ 9その他の経費		
支 出 の 目 的 ※具体的に記入すること。	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考							
案内状印刷代	十億 百万 千 円 250,000	R0.10.20	○○印刷株式会社	千葉市○○区○○町○○番地								
資料印刷代		486,300	R0.10.25	○○印刷株式会社	千葉市○○区○○町○○番地							
会場借上料		250,000	R0.11.20	△△会館	千葉市○○区○○町○○番地							
この 頁 の 小 計		986,300	【注意】 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体:1万円以下、それ以外の政治団体 (政党・資金管理団体・後援会等):5万円未満の支出は、一括してその合計額を 「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。 なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。									
そ の 他 の 支 出		572,700										
合 計		1,559,000										

注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)

(2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とし、最後のページにのみ「合計」を記載すること。

(3) 領収書を繳し難かったものについては、「領収書等を繳し難かった支出の明細書」を提出すること。

(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず□をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に□)						項目別区分 小分類	(その13-2) 注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入  ( 行事費 )
		1組織活動費	2選挙関係費	3機関紙誌の発行事業費	4宣伝事業費	5政治資金パーティー開催事業費	6その他の事業費		
支 出 の 目 的 ※具体的に記入すること。	金 領	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支 出 を 受 け た 者 の 住 所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考				
役員会会場借上代	十億 百万 千 円 130,000	R○.6.20	△△会館	千葉市○○区○○町○○番地					
役員会食事代		63,000	R○.6.20	レストラン○○	千葉市○○区○○町○○番地				
宿泊料		54,000	R○.6.20	ホテル○○	千葉市○○区○○町○○番地				
この 頁 の 小 計		247,000							
そ の 他 の 支 出		591,000							
合 計		838,000							

## 【注意】

1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体:1万円以下、それ以外の政治団体(政党・資金管理団体・後援会等):5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。  
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体: 1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。  
 ② ①以外の政治団体: 1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とし、最後のページにのみ「合計」を記載すること。
- (3) 領収書を徵し難かったものについては、「領収書等を徵し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず□をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に□)					項目別区分 小分類	(その13-2) 注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入
		1組織活動費	2選挙関係費	3機関紙誌の発行事業費	4宣伝事業費	5政治資金パーティ開催事業費		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考			
○○祝賀パーティー会費	十億 百万 千 円 200,000	R○.8.20	○○党県本部	千葉市○○区○○町○○番地				
飲食代		55,000	R○.12.25	○○クラブ	千葉市○○区○○町○○番地			
この頁の小計		255,000						
その他の支出		215,000						
合計		470,000						

注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。  
② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）  
(2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とし、最後のページにのみ「合計」を記載すること。  
(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。  
(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。  
(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず□をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に□)							項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目 別区分(小分類)例を参考に記入
		<input type="checkbox"/> 1組織活動費	<input checked="" type="checkbox"/> 2選挙関係費	<input type="checkbox"/> 3機関紙誌の発行事業費	<input type="checkbox"/> 4宣伝事業費	<input type="checkbox"/> 5政治資金パーティー開催事業費	<input type="checkbox"/> 6その他の事業費	<input type="checkbox"/> 7調査研究費	<input type="checkbox"/> 8寄附・交付金	<input type="checkbox"/> 9その他の経費
支出の目的 ※具体的に記入すること。		金額		年月日		支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)		支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)		備考
陣中見舞		十億	百万	千	円	500,000	R〇.9.30	A山太郎	千葉市〇〇区〇〇町〇〇番地	
"						500,000	R〇.9.30	B川二郎	千葉市〇〇区〇〇町〇〇番地	
"						500,000	R〇.9.30	C野一郎	千葉市〇〇区〇〇町〇〇番地	
"						500,000	R〇.9.30	D村三朗	千葉市〇〇区〇〇町〇〇番地	
"						500,000	R〇.9.30	E田司郎	千葉市〇〇区〇〇町〇〇番地	
この頁の小計		2,500,000								
その他の支出		500,000								
合計		3,000,000								

## 【注意】

1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体: 1万円以下、それ以外の政治団体(政党・資金管理団体・後援会等): 5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。  
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体: 1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。  
② ①以外の政治団体: 1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)  
(2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とし、最後のページにのみ「合計」を記載すること。  
(3) 領収書を徵し難かったものについては、「領収書等を徵し難かった支出の明細書」を提出すること。  
(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。  
(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず□をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

注意 (1) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。  
②①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）  
(2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とし、最後のページにのみ「合計」を記載すること。  
(3) 領収書を微し難かったものについては、「領収書等を微し難かった支出の明細書」を提出すること。  
(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。  
(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず□をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

### 【注意】

1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体:1万円以下、それ以外の政治団体(政党・資金管理団体・後援会等):5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)

なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。  
② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）  
(2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とし、最後のページにのみ「合計」を記載すること。  
(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。  
(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出自目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。  
(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず□をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に□) <input type="checkbox"/> 1 組織活動費 <input type="checkbox"/> 2 選挙関係費 <input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費 <input checked="" type="checkbox"/> 4 宣伝事業費 <input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティ開催事業費 <input type="checkbox"/> 6 その他の事業費 <input type="checkbox"/> 7 調査研究費 <input type="checkbox"/> 8 寄附・交付金 <input type="checkbox"/> 9 その他の経費					項目別区分 小分類	(その13-2) 注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入  (ポスター作成費)	
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)			支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考		
印刷費	十億 百万 千 円 700,000	R.O.3.25	○○印刷株式会社			神奈川県川崎市○○区○○町○○番地			
立看板作成費		60,000	○○塗装店			東京都○○区○○町○○番地			
この頁の小計	760,000								
その他の支出	255,000								
合計	1,015,000								

**注意】**  
1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。  
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。  
② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）  
(2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とし、最後のページにのみ「合計」を記載すること。  
(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。  
(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。  
(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	↓該当する項目に必ず□をすること						項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入  ( 甲パーティー )
		(該当する項目に□)			□ 6 その他の事業費 □ 7 調査研究費 □ 8 寄附・交付金 □ 9 その他の経費				
支 出 の 目 的 ※具体的に記入すること。	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支 出 を 受 け た 者 の 住 所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考				
講師謝礼	十億 百万 千 円 100,000	R○.3.1	○野乙郎	千葉市○○区○○町○○番地					
会場借上費	1,000,000	R○.3.1	○○ホテル	千葉市○○区○○町○○番地					
食事代	2,000,000	R○.3.1	○○ホテル	千葉市○○区○○町○○番地					
案内状印刷費	1,000,000	R○.2.1	株○○印刷	千葉市○○区○○町○○番地					
案内状発送費	420,000	R○.2.10	○○郵便局	千葉市○○区○○町○○番地					
<b>【注意】</b> 開催したパーティーが複数にわたる場合、合計欄は最後のページとなる パーティー開催事業費にのみ記入すること。									
この 頁 の 小 計	4,520,000								
そ の 他 の 支 出	90,000								
合 計									

- 注意 (1) ① 国會議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国會議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。  
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とし、最後のページにのみ「合計」を記載すること。
- (3) 領収書を微し難かったものについては、「領収書等を微し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)

		↓該当する項目に必ず□をすること				↓該当する分類を必ず記入すること	
(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に□)		(該当する項目に□)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入
		<input type="checkbox"/> 1組織活動費	<input type="checkbox"/> 6その他の事業費	<input type="checkbox"/> 项目別区分	(乙パーティー)		
		<input type="checkbox"/> 2選挙関係費	<input type="checkbox"/> 7調査研究費				
		<input type="checkbox"/> 3機関紙誌の発行事業費	<input type="checkbox"/> 8寄附・交付金				
		<input type="checkbox"/> 4宣伝事業費	<input type="checkbox"/> 9その他の経費				
		<input checked="" type="checkbox"/> 5政治資金パーティー開催事業費					
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考		
講師謝礼	十億 百万 千 円 100,000	R.O.10.1	○野乙郎	千葉市○○区○○町○○番地			
会場借上費		△△ホテル	千葉市○○区○○町○○番地				
食事代	350,000	R.O.10.1	△△ホテル	千葉市○○区○○町○○番地			
案内状印刷費	200,000	R.O.8.1	株○○印刷	千葉市○○区○○町○○番地			
案内状発送費	77,500	R.O.8.10	○○郵便局	千葉市○○区○○町○○番地			
【注意】 開催したパーティーが複数にわたる場合、合計欄は最後のページとなる パーティー開催事業費にのみ記入すること。							
この頁の小計	877,500						
その他の支出	44,500						
合計	5,532,000						

【注意】  
1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体:1万円以下、それ以外の政治団体  
(政党・資金管理団体・後援会等):5万円未満の支出は、一括してその合計額を  
「他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。  
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

【注意】  
複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とし、  
最後のページにのみ「合計」を記載すること。

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体: 1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。  
 ② ①以外の政治団体: 1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とし、最後のページにのみ「合計」を記載すること。
- (3) 領収書を微し難かったものについては、「領収書等を微し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず□をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に□)						項目別区分 小分類	(その13-2) 注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入
		□1組織活動費	□2選挙関係費	□3機関紙誌の発行事業費	□4宣伝事業費	□5政治資金パーティー開催事業費	□6その他の事業費	□7調査研究費	□8寄附・交付金
支 出 の 目 的 ※具体的に記入すること。	金 領	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考				
案内状印刷費	十億 百万 千 円	100,000	R○.11.1	株○○印刷	千葉市○○区○○町○○番地				
案内状発送費		62,000	R○.11.5	○○郵便局	千葉市○○区○○町○○番地				
講演会会場借上料		100,000	R○.11.30	○○会館	千葉市○○区○○町○○番地				
講師謝礼		100,000	R○.11.30	G本八郎	千葉市○○区○○町○○番地				
この 頁 の 小 計		362,000							
そ の 他 の 支 出		48,000							
合 計		410,000							

## 【注意】

1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。  
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。  
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とし、最後のページにのみ「合計」を記載すること。
- (3) 領収書を徵し難かったものについては、「領収書等を徵し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず□をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。  
② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）  
(2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とし、最後のページにのみ「合計」を記載すること。  
(3) 領収書を微しづかたるものについては、「領収書等を微しづかたった支出の明細書」を提出すること。  
(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。  
(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず□をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。  
② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）  
(2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とし、最後のページにのみ「合計」を記載すること。  
(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。  
(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。  
(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず□をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に□)									項目別区分 小分類	(その13-2) 注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入
		1組織活動費	2選挙関係費	3機関紙誌の発行事業費	4宣伝事業費	5政治資金パーティー開催事業費	6その他の事業費	7調査研究費	<input checked="" type="checkbox"/> 8寄附・交付金	9その他の経費		
支 出 の 目 的 ※具体的に記入すること。	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)		支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)		備考					
支部交付金	十億 五百	百万 五千	円 500,000	R○.7.1	甲友会	○○市支部	千葉市○○区○○町○○番地					
支部交付金			500,000	R○.10.1	甲友会	○○市支部	千葉市○○区○○町○○番地					
<b>【注意】</b>												
・本部又は支部への交付金を記載する。												
・本部又は支部に対して供与した交付金は、すべて(その16)に再掲すること。												
・本部又は他の支部への交付金に係る支出は寄附に該当しないため、 交付金としてこの表に記載すること。												
この 頁 の 小 計			1,000,000									
そ の 他 の 支 出			0									
合 計			1,000,000									

注意 (1) ① 国會議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国會議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。

【注意】

1件当たりの金額が、国會議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。  
なお、国會議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

(2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とし、最後のページにのみ「合計」を記載すること。

(3) 領収書を徵し難かったものについては、「領収書等を徵し難かった支出の明細書」を提出すること。

(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

注意 (1) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。  
②①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）  
(2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とし、最後のページにのみ「合計」を記載すること。  
(3) 領収書を徵し難かったものについては、「領収書等を徵し難かった支出の明細書」を提出すること。  
(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。  
(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず□をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。  
② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）  
(2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とし、最後のページにのみ「合計」を記載すること。  
(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。  
(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。  
(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その16)

(4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

支 出 項 目	金額				年 月 日	交付金の供与を受けた 本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備 考
	十億	百万	千	円				
交付金		500	,	000	R○.7.1	甲友会 ○○市支部	千葉市○○区○○町○○番地	
交付金		500	,	000	R○.10.1	甲友会 ○○市支部	千葉市○○区○○町○○番地	
【注意】								
・本様式の合計額について、様式(その13-1)支出総括表の「うち本部・支部間の交付金合計」欄への記載を忘れないようにすること。								
・様式(その15)の交付金のうち、当該政治団体の本部または他の支部に対する交付金の合計額と一致させること。								
この 頁 の 小 計		1,	000,	000				
合 計		1,	000,	000				

(その17)

## 資産等の状況

**全団体必要**

## 1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 錢 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 働 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

注意(1)すべての団体が提出するものであること。

(2)団体としての資産等について記載するものであり、全ての項目について有・無のいずれかに「✓」を付すこと。

(3)「有」欄に✓を付けた資産等については、その内訳を表(その18)に記載すること。

**全団体必要**

(その18)

## 2 資産等の項目別内訳

資産等の内訳	項目別区分	(該当する項目に□)				備考						
		□ア 土地	□イ 建物	□ウ 地上権等	□エ 動産	□オ 預金等	□カ 金銭信託	□キ 有価証券	□ク 出資	□ケ 貸付金	□コ 敷金	□サ 会員権等
摘要	金額				年月日	備考						
宣伝用自動車		十億	百万	千	円	3,000,000	R○.6.15	1台				
この頁の小計						3,000,000						
合計						3,000,000						

注意(1)資産等の項目別区分ごとに別葉とし、必要に応じてコピーすること。  
(2)「摘要」欄、「備考」欄等の記載については次のページを参照のこと。

(その18)

## 2 資産等の項目別内訳

資産等の内訳	項目別区分	(該当する項目に□)				備考
		□ア 土地	□エ 動産	□キ 有価証券	□コ 敷金	
摘要	金額	年月日				
千葉一郎	2,000,000					
この頁の小計	2,000,000					
合計	2,000,000					

注意(1)資産等の項目別区分ごとに別葉とし、必要に応じてコピーすること。  
(2)「摘要」欄、「備考」欄等の記載については次のページを参照のこと。

資産の項目	収支報告書に記載すべき範囲	摘要	金額	年月日	備考	資産の項目	収支報告書に記載すべき範囲	摘要	金額	年月日	備考
ア 土 地	すべての土地	所在	取得の価額	取得年月日	面積	キ 有 価 証 券	金融商品取引法第2条第1項及び第2項に規定する有価証券	種類(国債・株式等)	取得の価額	取得年月日	銘柄及び数量(何年何月発行10年国債〔額面100万円〕等)
イ 建 物	すべての建物	所在	取得の価額	取得年月日	床面積	ク 出 資 に よ る 権 利	すべての出資による権利	出資先	出資先ごとの金額	出資年月日	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	建物の所有を目的とするすべての地上権又は土地の賃借権	土地の所在及び種別	取得の価額	取得年月日	面積	ケ 貸 付 金	貸付先ごとの残高が100万円を超えるもの	貸付先	貸付先ごとの残高		
エ 動 産	取得の価額が100万円を超えるもの	品目	取得の価額	取得年月日	数量	コ 敷 金	支払われた金額が100万円を超えるもの	支払先	敷金の額	支払年月日	
オ 預金又は貯金	普通預金及び当座預金、普通貯金を除く預金若しくは貯金	「残高」と記入する。	残高			サ 施設の利用に関する権利	取得の価額が100万円を超えるもの	種類(ゴルフ場会員権等)	取得の価額	取得年月日	対象となる施設の名称(甲カントリークラブ等)
カ 金 錢 信 託	すべての金銭信託	「金銭信託」と記入する。	信託している金銭の額	設定年月日		シ 借 入 金	借入先ごとの残高が100万円を超えるもの	借入先(甲銀行〔乙支店〕)等	借入先ごとの残高		

#### 領収書等を徵し難かった支出の明細書

## 【注意】

**会計責任者は必ず署名又は記名押印すること。**  
※会計責任者印の押印省略を希望する場合には、別途、書類等が必要であるため、県選管へ連絡すること。

### 政治団体の名称

甲辰年

→会計責任者の氏名

乙野 次郎

乙野

(備考)

- 「支出の目的」の「項目」欄には、表（その13-2）にある「項目」を記載すること。
  - 「支出の目的」の「摘要」欄には、表（その14-1）～（14-3）及び（その15）にある「支出の目的」を記載すること。
  - 「領収書等を徵し難かった事情」欄には、「無償提供のため」（金銭以外のものによる寄附がある場合）等 というように記載すること。

## 振込明細書に係る支出目的書

支 出 の 目 的	
項 目	摘要
組織活動費	会場借上料

【注意】  
振込明細書の写しの余白に支出の目的が記載されている場合は、この様式の提出は不要。  
支出の目的が記載されていない場合は、この様式に支出の目的と政治団体名を記載し、振込明細書と併せて提出すること。

政治団体の名称 **甲友会**

(備考)

- 1 「項目」欄には、表（その13-2）にある「項目」を記載すること。
- 2 「摘要」欄には、表（その14-1）～（14-3）及び（その15）にある「支出の目的」を記載すること。
- 3 支出の目的ごとに別葉とすること。
- 4 支出の目的に対応する振込明細書の写し（当該振込明細書を複写機により複写したものに限る）と併せて提出すること。

(その20)

【注意】

添付した書類には、をつけること。

添 付 書 類 (別添の)

領収書等の写し

【注意】

政党本部のみをつけること。

- 監査意見書 (政党及び政治資金団体に限る。)
- 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)
- 確認書 (国会議員関係政治団体に限る。)  
※令和8年分以降の収支報告書から添付すること。

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

【注意】国会議員関係政治団体のみすること。

※確認書は令和8年分収支報告書から添付すること  
(解散時は確認書は不要)

【注意】

会計責任者は必ず署名又は記名押印すること。

※会計責任者印の押印省略を希望する場合には、別途、書類等が必要であるため、県選管へ連絡すること。

政治団体の名称

甲友会

会計責任者の氏名

乙野 次郎

乙野

(代 表 者 の 氏 名

(印)

※解散の場合は、解散届も必要となります。

【注意】代表者については、解散届の提出時に添付された収支報告書にのみ署名・押印すること。通常は記入しない!

全団体必要

書

令和〇年2月10日

全団体必要